

福岡市立児童心理治療施設  
指定管理者募集要項

令和6年7月

福岡市こども未来局  
こども健やか部こども家庭課

## 1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

福岡市立児童心理治療施設の指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を募集し、適切な管理・運営及び児童心理治療施設の目的を踏まえた創意工夫のある提案を募集します。

## 2 福岡市児童心理治療施設の目的

児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。（児童福祉法第43条2に規定する児童福祉施設）

入所・通所する児童が適切な心理治療を受け、1日でも早く家庭等に復帰できるよう親子関係再構築支援等による保護者への支援や通所機能を効率的に活用するとともに、児童相談所等の関係機関との緊密な連携を行います。

## 3 管理・運営対象施設の概要

### (1) 施設の概要

- ①施設名 福岡市立児童心理治療施設（以下「心理治療施設」という。）
- ②所在地 福岡市中央区地行浜2丁目1-28  
※福岡市こども総合相談センター（えがお館）内（以下「えがお館」という。）
- ③施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建ての1階及び2階並びに3階の一部
- ④施設面積 延床面積 2217.1㎡
- ⑤施設内容 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日条例第56号）第89条に規定する諸室及び事務室等。

児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所等

さらに、箱庭療法や作業療法など、落ち着いた環境でカウンセリングを行うための心理療法室や事務室、会議室等を設置。

### ⑥施設内学級

入所児童は、家庭環境、学校における交友関係その他環境上の理由により社会生活への適応が困難であるため、小・中学校の普通学級に通学することは心理面で不安定になりやすく、通学できない可能性があることから、施設内に当仁中学校、南当仁小学校を本校とする施設内学級（特別支援学級）を設置しております。

### ⑦養育形態

できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケ

アを提供することが重要であるため、家庭的雰囲気与生活でき、個別ケアが可能である、居室やリビング、浴室、トイレなどを備えた家庭に近い環境で養育するユニット制で諸室配置をしております。

⑧定員

入所：20名 通所：20名

※ユニット数 4

(男子ユニット5名×2ユニット 女子ユニット5名×2ユニット)

※上記のほか、一時保護委託児童を受け入れるための一時保護専用ユニット1つ(定員5名)

⑨職員数

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月27日 条例第56号)第90条、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和6年5月22日こ支家第324号)別表2「児童福祉施設の職種別職員定数表」により、算出しておりますが、下表の人数以上に配置することを妨げるものではありません。

基準(加算有)

	職種	職員数
基準 (加算有)	施設長	1人
	医師	1人
	心理療法担当職員 (入所通所7:1)	5人
	看護師	1人
	児童指導員/保育士 (入所 3:1)	5人
	児童指導員/保育士 (通所 7.5:1)	3人
	個別対応職員	1人
	家庭支援専門相談員	1人
	栄養士	1人
	事務員	1人
	調理員	4人
小規模G加算(4か所)	児童指導員/保育士	4人
	管理宿直等(非常勤可)	4人
学習指導加算	指導員(非常勤可)	1人
一時保護実施特別加算	児童指導員/保育士	2人
	管理宿直等(非常勤可)	1人
合計		36人

※心理療法担当職員及び児童指導員・保育士については、措置された児童に対し、より個別ケアができようとして上記の配置基準としています。

※調理業務の全部を他に委託する場合は、調理員を置かないことができます。

(2) 設備に附属する備品

市が購入した備品については、無償で貸与します。また、別途備品台帳をお渡ししますので適切に管理して下さい。

#### 4 募集の概要

(1) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(2) 利用時間・休館日

ア 利用時間

①入所児童

24時間

②入所児童以外（通所児童等）

平日：9時から17時まで

土曜日：9時から正午まで

※土曜日午後、日曜及び祝日については通所児童等と調整すること。

イ 休館日

①入所児童

無休

②入所児童以外（通所児童等）

12月29日から翌年の1月3日までの日

※（1）利用時間、（2）休館日については、利用者のサービス向上につながる場合は、市の承認を得て変更することができるので、必要に応じてご提案ください。

#### 5 応募について

(1) 応募資格

①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設の経営実績がある社会福祉法人であること。

②応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

A 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの。

B 団体が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合。

C 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取り消しを受けた者。

- D 団体又はその代表者が次のいずれかに該当する者。
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
  - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
  - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
  - エ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- E 団体及びその代表者が、指定管理として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの。
- F 本市が出資する外郭団体  
本市からの人的財政的支援により、公平性の観点で応募困難と認められるため。

(2) 応募書類

提出書類一覧（別紙2）のとおり

(3) 指定管理者の応募スケジュール

①募集の周知	令和6年7月18日（木）～8月30日（金）
②募集要項等の配布	7月18日（木）～8月30日（金）
③説明会の開催	7月31日（水）
④募集要項に関する質問の受付	7月31日（水）～8月7日（水）
⑤募集要項に関する質問の回答	8月19日（月）予定
⑥応募書類の受付	8月20日（火）～8月30日（金）

(4) スケジュール項目の詳細

①募集の周知

心理治療施設の指定管理者の公募について、市のホームページに掲載し、周知します。  
(<https://www.city.fukuoka.lg.jp>)

②募集要項等の配布

募集要項等は、下記期間中に福岡市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。窓口での配布は行いません。

<掲載期間>

令和6年7月18日（木）～8月30日（金）

<掲載の場所>

[市HP トップ]→[市政全般]→[主なプロジェクト]→[指定管理制度]→[募集状況]

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp>)

### ③説明会の開催

募集要項に関する説明会を次のとおり開催します。新規で応募される法人につきましては原則参加していただきますようお願いいたします。説明会申請書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールでお申し込みください。電子メールを送信後、確認のため、問い合わせ先（事務局）に電話連絡してください。

開催日時：令和6年7月31日（水）14時から（1時間程度）

開催場所：えがお館7階 視聴覚室

参加人数：各法人において2名以内とする

申込先：問い合わせ先（11ページ）に同じ

申込期限：令和6年7月26日（金）17時まで

### ④募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年7月31日（水）～8月7日（水）17時まで

受付方法：質問書（様式2）に記入の上、問い合わせ先まで、電子メールでお申し込みください。電子メールを送信後、確認のため、問い合わせ先（事務局）に電話連絡してください。

※電話、口頭など、上記以外の方法による質問にはお答えできません。

### ⑤募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、市のホームページで公表します。（8月19日（月）公表予定）

### ⑥応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年8月20日（火）～8月30日（金）

9時30分～17時（正午から13時までを除く）

提出方法：問い合わせ先に、持参にて提出してください

（持参される前に担当まで電話連絡をお願いします）

- ・提出書類の規格は、A4版タテとします。
- ・原本1部、コピー9部をご提出ください。
- ・原本1部をA4フラットファイル1冊に綴じこんで提出してください。

※様式の指定がないものについては、各法人において任意の様式で提出してください。

## (5) 留意事項

### ①接触の禁止

選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触が認められた場合は、失格となることがあります。

②重複応募の禁止

応募1団体につき、応募は1件とします。複数の応募はできません。

③応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

④虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽があった場合は、失格とします。

⑤応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、8月30日（金）17時までに辞退届（様式5）を提出してください。

⑦応募費用

応募に関して必要となる費用は、法人の負担とします。

⑧応募書類の追加

市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

⑨提出書類の取扱い・著作権

団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した法人に帰属します。

なお、心理治療施設の指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

## 6 選定について

### (1) 選定手続

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

### (2) 選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、心理治療施設の指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会は、5名の外部委員から構成され、選定基準や募集要項の検討を行い、団体から提出される応募書類について、ヒアリングなどで詳細な内容を把握し、本市が選定する上で参考となる意見を述べるなど、選定過程において重要な役割を担う委員会です。

### (3) 選定の流れ

#### ①応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認します。

#### ②選定方法

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリングを実施した上で、提案された内容を総合的に審査します。（詳細については、別途通知します。）

(4) 選定における評価基準

応募内容を審査項目及び審査基準（別紙3）に基づき審査し、心理治療施設を最も適切に管理・運営することができる団体を選定します。

(5) 候補者の決定方法

選定委員会での評価の合計、高得点をつけた委員の割合、選定委員の個別意見等を総合的に勘案して、市が指定管理候補者を選定します。

## 7 指定管理業務の範囲（詳細は別添「仕様書」を参照）

心理治療施設は公共の施設であるため、福岡市職員の公務員倫理に関する条例及び福岡市職員倫理行動規準に準じ、職務の執行の公正さ及び倫理の保持に対する市民の疑惑や不信を招かないよう業務に対する市民の信頼確保に努めてください。

(1) 運営に関する業務

- ①児童相談所が入所措置を決定した児童に対する心理治療及び生活指導等
- ②児童相談所が通所措置を決定した児童に対する心理治療等
- ③一時保護実施特別加算に基づく一時保護委託児童の受け入れ
- ④一時保護委託児童の受け入れ
- ⑤問い合わせ業務
- ⑥親子関係再構築支援
- ⑦家庭環境及び関係機関との調整
- ⑧心理治療施設入所児童及び一時保護委託児童への食事の提供
- ⑨その他、児童心理治療施設設置の目的に合致する業務

(2) 施設の管理に関する業務

- ①保守管理業務
- ②環境維持管理業務
- ③光熱水費等の支払いに関する業務

(3) 個人情報に関する業務

- ①個人情報保護の遵守
- ②情報セキュリティの管理
- ③管理運営に係る文書管理
- ④個人情報の漏洩、滅失又は毀損が発生した際の対応

(4) その他業務

- ①職員の雇用
- ②必要な研修の実施
- ③各種マニュアルの作成
- ④事業計画書及び収支予算書の作成



- ⑤自己評価の実施
  - ⑥指定期間終了にあたっての引継ぎ業務
  - ⑦クレーム対応
  - ⑧広報業務
  - ⑨避難訓練
  - ⑩事故発生時の対応
  - ⑪その他
- (5) 管理運営業務の実施にあたっての市と指定管理者とのリスク分担  
リスク分担表（別紙4）によります。

## 8 経理に関する事項

- (1) 管理・運営に関し本市が負担する指定管理料の想定額

令和7年度 286,037千円

心理治療施設に対し、国の通知に基づき支弁される扶助費相当額を指定管理料としてお支払いします。なお、扶助費相当額とは次のものを言います。

- ① 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和6年5月22日こ支家第324号）に規定する措置費等。
- ②福岡市民間児童福祉施設運営補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第3条第1項第1号及び第3号に規定する研修費及び社会福祉施設職員等退職手当共済掛金相当額。（対象や金額については、補助金交付要綱に準じる）

指定管理料の試算については、指定管理料試算（別紙5）のとおりですが、措置された児童の状況や人数等により、変動することに留意してください。

なお、当該管理運営業務は、第1種社会福祉事業に含まれるため、消費税及び地方消費税は非課税となります。

- (2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

指定管理料については、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。

- ① 事務費 施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費
- ② 事業費 事務費以外の経費で、児童等に直接必要な諸経費

※えがお館所管の一時保護児童の食事の提供に係る費用については、えがお館と指定管理者の委託契約の形をとるため、指定管理料には含まれておりません。指定管理料とは別にえがお館からお支払いします。

- (3) 指定管理料の支払い方法

指定管理料は、毎年度、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管

理者から応募時に提案された額をもとに、市と指定管理者が協議し決定します。

また、指定管理料の年額、四半期ごとの額を、実施協定書で定め、実施協定書をもとに、指定管理料を四半期ごとに前金でお支払いします。

なお、お支払いする指定管理料に関しては概算払いとなるため、年度末に精算（追加払い、又は払い戻し）いたします。

#### (4) 経理の明確化

管理・運營業務の執行に係る経費については、団体の他の業務に係るものと区別して明確にしてください。

### 9 選定後の流れについて

#### (1) 選定後のスケジュール

①選定結果の通知	令和6年9月下旬～10月上旬予定
②指定管理者の候補者の公表	同上
③指定管理者の候補者との仮協定の締結	令和6年10月下旬予定
④指定管理者の指定（基本協定締結）	令和7年2月予定
⑤指定管理者との実施協定締結	令和7年3月予定

#### (2) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。（9月下旬～10月上旬予定）また、選定の過程及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。ホームページには、候補者及び第2順位（次点）の法人名も公表します。

### 10 協定について

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。なお候補者との協議が成立しない場合は、次点の候補者と協議を行います。次点として権利を有しているのは令和6年度末までです。また、議会の議決後（12月予定）に候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。

#### (1) 基本協定

指定管理者の候補者選定後、市と指定管理者が行う心理治療施設の管理に関し必要な事項等については、別途示す「福岡市立児童心理治療施設の管理に係る基本協定書（案）」を基本に、市と指定管理者の候補者との間で協議を行い、指定管理者の指定後に基本協定を締結します。

#### (2) 実施協定

基本協定に基づき、毎年度本市が指定管理者に支出する指定管理料その他必要な事項について、別途実施協定を締結します。なお、実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出いただきます。

## 1 1 モニタリング

### (1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスが市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

本市は、指定管理期間中にモニタリングを実施します。有識者・専門家等からなる評価委員会による評価を行います。

### (2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む。）を提出していただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目等については、協定等において定めます。

### (3) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

### (4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

## 1 2 その他

### (1) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

- ・ 地方自治法
- ・ 児童福祉法
- ・ 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例
- ・ 福岡市立児童心理治療施設条例
- ・ 福岡市立児童心理治療施設条例施行規則
- ・ 労働関係法令
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 福岡市暴力団排除条例 等

### (2) 監査

①指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

②議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(3) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）や評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等、市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除いて、全て公開します。

(4) 第三者への委託

個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、書面による承諾が必要になります。また、管理・運営に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

(5) 賠償責任保険等の加入

心理治療施設は、市が所有、使用、管理する施設及び市の業務の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対する賠償責任保険に加入します。ただし、自動車の使用に起因する事故、提供した飲食物等に起因する事故などの賠償保険については対象外であり、また補償保険などについては未加入であるため、必要に応じて別途加入してください。その他、当該業務を実施するにあたり必要な保険に入ってください、それを証明する書類の提出をお願いします。

「市民総合賠償保障保険」の賠償責任保険（D型）

賠償責任保険 D型 てん補限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2、000万円

(6) 問い合わせ先（事務局）

〒810-8620  
 福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所本庁舎13階）  
 福岡市子ども未来局子ども健やか部子ども家庭課（担当：宗 森田）  
 電話 092-711-4238  
 FAX 092-733-5534  
 E-MAIL k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp